

旧八女郡役所の歴史的建造物 学術調査及び保存再生計画書



八女福島の町並み・西宮野町



八女福島の町並み・東宮野町

2011年5月
—NPO法人 八女文化振興機構—

■◀ 歴史的建築物の学術調査の実施（2010年6月～2011年1月） ▶

1. はじめに

福岡県八女市本町2番地105および2番地105の1に所在する旧八女郡役所は、町家の伝統家屋が並ぶ八女福島伝統的建造物群保存地区の中央よりやや東の旧外堀の外側に建つ大型の木造建築物である。建設当時は敷地の南側を東西に走る道路（県道八女・瀬高線）が敷設されておらず、敷地北側の外堀の南を走る道路からアプローチしていた。この八女福島の町並みと伝統家屋については、平成8～9年度に実施された九州芸術工科大学（現九州大学芸術工学研究院）宮本研究室を中心とした伝統的建造物群保存対策調査により本格的な学術調査が実施され、町並みや町家の履歴とその特徴が報告書にまとめられているが、旧八女郡役所については、調査は行われていない。本調査は、八女福島の中での明治建設の公共建築として唯一残る旧八女郡役所の建築的特徴を把握し今後の保存活用の基礎資料とすることを目的に、学術調査を実施した。現状の配置・平面・断面・立面の採取と実測調査を行いこれらの図面を作製し、さらに痕跡の採取と復原平面図の作製、写真撮影、来歴の聴聞を行って建築形式の変遷と価値の所在を分析した。ただ、今日までに様々な用途に使用され、修理や改築による改変が大きく、また、文献資料が少なく詳細まで確認できない部分もある。それについては今後行われるであろう解体的修理に伴う詳細な調査に譲り、現状把握に努めた。

調査は、「公益信託大成建設自然・歴史環境基金」の支援を受けた「NPO法人八女文化振興機構」が、「久留米工業大学建築・設備工学科教授：大森洋子」と「NPO法人八女町並みデザイン研究会理事長：中島孝行」に依頼して実施した。なお、本調査は2010年6月～10月に実施し、12月に補足調査を行った。履歴に関しては現建築物所有者の服部忠氏へ聞き取りを行った。

報告書本文の執筆は大森洋子氏が担当し、図版は中島孝行氏と中島孝行アトリエの中島望氏が作製した。

2. 八女福島の町並みと旧郡役所

2-1 八女福島の概要

八女福島が位置する八女市の平野部は北を広川丘陵、東を八女山地、南を筑肥山地に囲まれた盆地型地形をなし、南辺の市域境を矢部川が流れる。丘陵地には茶畑や樹園が広がり、平地では早くから灌漑によって水田開発が進み、歴史的集落が点在する。平野部の中心に位置する八女福島の周辺には弥生時代から集落が存在し、古代の条里制の痕跡も見られる。この八女福島地区には17世紀初頭、城下町が築かれたが、十数年で廃城となり、城下町の構成を残しつつも在方町として発展した。旧外堀は用水路として使われ続け、現在もよく残っている。

八女福島伝統的建造物群保存地区は、かつての城の南側を取りまくように走る旧往還道に沿って設定されており、主に江戸時代末期から明治時代にかけて建築された白壁土蔵造の入母屋2階建て妻入りの伝統町家が数多く残っている（図1参照）。一部には平入りの町家も混在している。昭和になると軽快な真壁造の町家も建てられている。町家の主要をなす居蔵造の正面外観は、主屋の両側に袖下屋を架け下ろす形式になっていることが八女福島の特徴である。また、隣家との空間を両側から使用して共有する「もやい壁」も特徴である。保存計画では、519件の伝統的建造物（建築物174、工作物345）と133件の環境物件が特定されている。

こうした地勢と歴史を背景に、中世に起源を持つといわれる手漉き和紙、石灯籠、近世に始まる仏壇、提灯といった多様な手工業が産業基盤として発展し、今もなお伝統的町家を工場として受け継ぐものも多い。それらの伝統産業の職人町は線状に伸びる町並みの西側半分に位置し、東側は農産物の加工品や日用品などの店舗が並ぶ商家町であった。この町の性格は現在でも継承されている。旧八女郡役所はその町並の南側の端に接するように位置している。

2-2 旧郡役所の履歴

八女市史によると明治11年7月に布告された郡区町村編成法によりこの地は上妻郡となり、同年10月に上妻・下妻両郡を納める上妻下妻郡役所が旧福島村に置かれた。その後現在の地に移設され、明治29年には上妻・下妻両郡が合併して八女郡となり、上妻下妻郡役所は八女郡役所と改称したことが書かれている。さらに、福岡県議会は明治45年度の予算に八女郡役所の新築を計上し議決されたことが、福岡県議会史に次のように記されている。「八女郡役所は借家にして、構造粗雑、採光不十分、近時庁員の増加に伴い、一層狭隘を告げ、執務上不便不尠を以て、新たに新築することとし、建築費9,419円を議決す。」これにより大正町に大正2年3月27日に新八女郡役所が竣工し、今回調査対象の建物は、郡役所としての任を終えている。その後この建物は壊されることなく後述するような様々な用途に利用され現在まで遺っている。このことから、旧八女郡役所は明治10年から29年の間に、民間の既存の建物を借りて庁舎としたことがうかがえるが、実測調査の結果から分かった以下の理由において、最初から上妻下妻郡役所として新築された可能性が高い。

①天井と床が張られた、天井高3,192mmの大型の建築物である。この時期の民間の大型建築物は酒蔵があるが、天井と床が張られるなど明らかにそれとは異なる。この様に大型の建築物が民間で建築されたとは考えにくい。

②棟札や墨書がないので建設年は特定できないが、丸釘が使用されていることから、明治16年以降の建築だと考えられる。この地方では明治16年頃までは和釘が使用されている。従って上妻下妻郡役所がこの地に移ってきた明治29年までには庁舎は建てられていることから、明治16年から29年までの間に新築されていることとなる。このことから16年以降に建てられた既存建築物を借りたというより、最初からこの地に移る時に郡役所として新築したと考える方が妥当である。

③建築当時は下見板張りのシンメトリーの外観の中央に千鳥破風の玄関ポーチが付く、いかにも役所建築らしい外観であること、内部プランも間仕切りのない中央廊下に面して執務室が配置され、便所も4ブースが並んでいることから、最初から郡役所として建てられた可能性が高い。福岡県議会史に書かれている借家の意味は、既存の建物を借りたというよりは、民間に郡役所として建ててもらいそれを借りたということであろうか。登記簿謄本には現在所有者の服部家からしか書かれていない。

郡役所の役目を終えた後には、空き家となっていたが大正終わりか昭和の初めに現所有者の服部忠氏の祖父の萬吉氏が取得して「服部木蠟商店」の精蠟工場として利用した。その際に、建物北側に倉庫を新築し、それと工場（旧郡役所）をつなぐために、工場北側全面に半間の下屋を増築した。下屋を増築するために千鳥破風の玄関を撤去し、建物南側に唐破風の玄関ポーチを新設した（写真参照）。北側の倉庫と唐破風の玄関ポーチは現在は撤去されている。東側に

隣接する倉庫は大正15年5月に施主中嶋為吉が上棟したことが棟木の墨書に記されているが、その建物も竣工直後に服部氏が取得し工場として利用していた。昭和19年頃には、銃弾を製造する軍需工場として利用され、その時に床を撤去し窓の位置を変更するなどの大きな改修が行われた。建物の北東に位置する便所棟もこの時に増築されたと考えられる。戦後は、住宅不足からこの建物を増改築して複数の家族が住んでいた。昭和33年頃から45年頃までは服部飼料店として利用され、その後は平成8年まで住居として使われていたが、今は空き家となっている。

3. 旧郡役所の現況

敷地には旧郡役所棟と倉庫棟、便所棟の三棟が建つ（図2変遷図参照）。旧郡役所棟は県道八女・瀬高線に南面して建ち、東側に倉庫棟が建つ。倉庫棟の北には便所棟が建ち旧郡役所と屋根が繋がっている。敷地北側にも旧道と旧外堀があり、かつてはそちらがメインのアプローチ道路であった。以下に旧郡役所棟の現況について述べる。

3-1 外観

旧郡役所棟は一部2階建て寄せ棟葺瓦葺のT字型の鉤屋で、北側の東西に棟が走る屋根（北むねと称する）の中央から南側へ南北に棟が走る屋根（南むねと称する）が突き出した外観となっている。北むねの上屋は梁間5間（9,614mm）桁行き10間（19,265mm）で、北側に半間、東側と西側に1間の下屋を架け下ろす。南むねの上屋は梁間5間（9,662mm）桁行き10間半（40,428mm）で、上屋の一部が南西部から西側へ屋根を下ろしている。北むねの棟木が714mm南むねより高い。鬼瓦には「福」と文字が刻まれており、おそらく福岡県の福を表していると考えられる。軒裏は垂木露しである。

外壁は下見板張りの大壁造りであったが、現在はトタン等で補修されている。窓は木製の引き違いが基本だが一部はアルミサッシュに代わっている。西側と東側の窓は外側に木製格子を建て、上部には欄間がとられている。欄間には格子はない。しかしこれらの窓も後述するように痕跡調査から軍需工場になった時に大きく改変され現状の姿になったことが分かった。玄関は北むねの北側下屋中央に設けられている。基礎は丸石の礎石である。

別棟の便所棟は梁間1間半（2,882mm）桁行き2間（3,788mm）の切妻葺瓦葺きの外観で8穴の便器が設けられている。北むねの北東部に便所へ行く出入り口がある。

3-2 軸組と平面構成

平面は北むねと南むねを南北に貫くソーコの大きな空間があり、北むねではその大空間の東側と西側に住宅が配置されている、東側には2階部分がある。南むねも「の」通りから南は改修されて2層の住宅となり、さらに1階部分は西側へ増築されている。3家族が住む貸家になっていた。3家族とも主に北むね中央の玄関から大空間に入り、それぞれの貸家に出入りしており、各家の玄関は大空間側に設けてある。現在大空間は土間となっているが、柱には床板と大引の痕跡があり元は床が張られていた。

軸組は、北むねも南むねも3段の天秤梁からなる和小屋で、南むねの中央には中引梁（地元では牛梁と呼ぶ）が架かる。この梁は昭和の終わりの頃「を」通りの位置で折れてしまい、現在は鉄骨の柱で支えている。外壁と中央の大空間回りには1間おきに約150mm角の柱が建ち軸組の構成は折置き組である。しかし南むねの「う」通りから南側は京呂組となっており、隅木の痕跡があることから建物の初期は「う」通りまでであったのが、後に南側へ増築されてい

たと考えられる。屋根は垂木の上にまばらに割竹を敷きその上に杉皮を置き、さらに土を重ね瓦が葺かれている。大空間中央の「十二」通りと「十四」通りには3間の間隔で「ち」通り、「か」通り、「ね」通りと交わる位置に約205mm角の太柱が合計6本建つ。柱は杉で、梁は松が使用されている。柱は大きな丸石の上に建てられている。構造部材には転用材が多く用いられている。室内意匠も凝った造りは見られずかなり急いで建設された感がある。

内部の仕上げは真壁の白漆喰塗、天井は棹縁天井である。

4. 郡役所の変遷

現存する建築遺構に残された痕跡から改造過程を辿ると、5期に大きく分かれる（図2変遷図参照）。先ず建設初期、次いで郡役所後期、3期が服部木蠟商店の工場となった昭和初期、4期が軍需工場でとなった昭和19年、最後が終戦後の住宅への改修である。

4-1 第1期：建設初期

墨書や資料がないので明確な建設年は判明しないが、八女市史や工法からおそらく明治20年代の建設と考えられる。痕跡から復原すると以下ようになる。

屋根構造は現在と変わらないが、「う」通りの上部に軒桁が存在すること及び隅木の痕跡があることから、南むねは「う」通りが外壁であった。北むね北側の「い」通りの下屋の柱は転用材が多く明らかに他の軸組の仕口と異なることから、初期は下屋が無く、千鳥破風の玄関ポーチが建てられていた。その玄関ポーチから階段で床の張られた室内ホールに上がり、その先には引き違い戸で仕切られた執務室があった。執務室は「十二」通りと「十四」通りの間が中廊下で、その廊下に面して執務室があった。中廊下の太柱には壁や戸の痕跡がなく、従って執務室と中廊下は壁も戸もないオープンな空間で、おそらくカウンターで仕切られていたと考えられる。床高は痕跡から礎石より604mmの高さあったことがわかる。東側と西側の窓も現在とは異なり、柱に残る敷居と鴨居の跡から床から約964mmの高さまで腰壁があり、そこから1,212mmの高さの引き違い窓が設けられていた。天井は現在の位置と同じであり、床からは3,200mmの高さであった。

北むねの西部分は8帖の和室や小部屋があることから宿直室であったと考えられる。2層になっている東部分は、1階に床の間がある8帖の和室と回り縁があり、応接室として使われたのかもしれない。その先には5穴の便所が設けられていた。2階は当時の様子は分からないが小部屋があった。

以上のことから、この建物は最初から郡役所として建設された可能性が高い。民間でこの様に大型の建物を必要とする使い方が他には考えにくい。

4-2 第2期：郡役所後期

郡役所としての機能が増すと執務室が不足し、おそらく上妻下妻郡役所から八女郡役所と名称変更になった明治29年以降に、執務室南側の「う」通りから「く」通りへの部分を増築している。「く」通り上部に軒桁が存在し、隅木の痕跡があることがその理由である。また、軒桁に「く」通りから架かった梁が京呂組となっており中央の柱の大きさも異なっている。「く」通りの柱の南側には風食が見られ、元は「う」通りにあったが柱を増築の際、移動させたと考えら

れる。「う」通りの柱の痕跡により引き違い戸で仕切られた小部屋3室が設けられていたと考えられる。

4-3 第3期：服部木蠟商店

大正2年に別の場所に郡役所が新築され空き家となっていたこの建物を、大正の終わりか昭和初期に服部萬吉氏が取得して精蠟工場として使用した。その時に前述のように北側に新築した倉庫（現存しない）とつなぐために建物北側の玄関ポーチを撤去して半間の下屋を付けた。内部も玄関ホールと執務室の間の戸が撤去され、執務室の中廊下部分と玄関ホールの床を剥いで土間にトロッコのレールが敷かれた。玄関ホール東側部屋2は製蠟室として改修された。南側は「こ」通りまで増築し、西側へも増築して上屋の屋根を下ろしたと考えられる。その際、南側に唐破風の玄関ポーチを設けた。この増築部分は土間のままであったため、天井が高くなることから2層に分け、1階も2階も倉庫として利用されていた。

4-4 第4期：軍需工場

昭和19年頃に銃弾の軍需工場として利用され、現在ソーコと呼ばれている大空間部分の床が外された。床が外され土間になったことで、東西の窓の位置も低く改修され木格子が嵌められた。上部には採光のための欄間が設けられた。旋盤などが設置されていたと言う。北むね東側1階部分の床も剥がされ、和室1や部屋1、便所が作業場へと改修され、北東の便所棟が建設された。

4-5 第5期：終戦後

終戦後は、住宅不足から、北むねの東側2階と西部分及び南むねの南部分は住宅に改修して3家族が住んでいた。その後も農業改良事務所に貸したこともあると言う。昭和33年～45年は飼料店として利用された。軸組と大空間部分は改造は行われていないが、住宅部分については用途が変わる度に間取りの改造が行われている。その後南側の県道の拡幅により建物南にあった唐破風の玄関は撤去され、現在の姿になった。

5. 倉庫棟

旧郡役所棟の東側には、大正15年に建設された梁間2間半（4,924mm）桁行き8間半（16,365mm）の切妻棧瓦葺き平屋建ての家屋がある。棟木に「大正十五年五月上棟 建主 中嶋為吉 大工 高橋松次」と墨書がある。小屋組はトラス構造である。郡役所が大正末か昭和初期に服部氏により精蠟工場となり、この建物もボイラー室として利用されていたことから、竣工後かなり早い時期に服部氏が取得したと考えられる。

戦後は借家として化粧品店や木材店として利用された。旧郡役所とは下屋で繋がっている。現在は空き家となっている。

6. 旧郡役所の建築的価値

これまでの検討から、以下の理由において旧郡役所の価値を評価できる。

(1) 建物の建設時期は墨書や資料が無く、明確には分からないが、調査により明治20年代の建設と考えられる。この年代に建てられた大空間を持つ大型の木造建築は酒蔵があるのみで、公

共建築として残っているのは八女市でもこの建物のみである。また、この地が八女郡の中樞を担っていたことの証となる建築物である。鬼瓦には福岡県の「福」の字が刻まれている。

(2) 造作は簡素であるが、下見板張りの洋風の外観を持ち、明治時代の進取の気質を現す建物である。外堀の外に建てられてはいるが、町並みに接しており町並みに多様性を付加する重要な建物である。この様な大型の木造建築は失われれば再現不可能であり、福島を語る上でも必要な建物である。

(3) 内部は用途が変わる度に改造が行われているが、中央の大空間部分は痕跡から初期の復原が可能である。この大空間部分は他では見られない広い伸びやかな空間である。

(4) 以上のような価値を有している郡役所は町並みの歴史およびこれまでの福島の文化を展示・紹介する学習施設や町並みを訪れる人と地元住民の交流施設、休憩所、集会施設、大空間を利用してのコンサートなどに今後活用することが可能である。

ただ、一部の軸組と屋根部分の傷みが激しく雨漏りしているので、活用するには大規模な修理が必要である。

【参考文献】

1. 八女市編纂専門員会編『八女市史上巻』、『八女市史下巻』、『八女市史年表編』（八女市、1992年）
2. 『八女福島伝統的建造物群保存対策調査報告書』（八女市教育委員会、1998年）

■ <旧八女郡役所の歴史的建造物の保存再生計画>

1. はじめに

私たちNPO法人八女文化振興機構は、2003年3月の設立から今日まで、八女福島の歴史的市街地の歴史的建造物の保存継承のための様々な活動を展開しつつ模索してきました。

八女福島の町並みの中で、町並みほぼ中央の中宮野町で、旧往還道から南に少し入ったところに「旧八女郡役所の歴史的建造物」（建物は、明治中期に廃藩置県後設置されたもので、大正時代に大正町に郡役所が移転した後は、精蠟工場、軍需工場等に使われ歴史があり、八女福島の歴史上大変重要な存在となっていて、地元の多くの人々にとって思いの深い建物です。）が残っています。しかしながら、建物は長期にわたって空き家となっているため年々老朽化が進み危機的状況にあり、早急な対応が必要となっています。建物の所有者（一人）と土地の所有者（二人）は、維持管理の面も含めまして困難な状況が続いている中、2006年6月八女市に対して、寄附をしたい旨の申出がなされました。しかし、市としては寄附を受入れても活用の見通しが、なかなか見いだせないため、解決策が見えない状況になっていました。今後、市民の力を結集し、保存再生活用することが心から望まれています。

そこで、私たちは、このような状況を踏まえ、建物の保存再生活動を進めてきました。2009年4月には、「市に対して土地の寄附を受けていただけるなら、私たちが所有者から家屋の寄附を受けて、建物の当面の維持管理及び将来の保存修理事業について、会員一丸となって、市の指導を受けながら努力を重ねていく決意」を伝えて、市への具体的な協力要請を行いました。

しかし、市としての寄附受入れの返答がなかなか示されなかったため、私たちは、建物の保護のため応急的な雨漏りの防止策として「公益信託大成建設自然・歴史環境基金」の支援を受けて2009年12月屋根にシートを施しました。そして、所有者の意向（土地、建物を市又は公共的な団体に寄付したい）を尊重して、2010年12月寄附の受入れを決定しました。

今後、私たちは、この貴重な歴史的建造物を後世に保存継承するため、市をはじめ多くのまちづくり団体と連携しつつ、あらゆる人々の力を結集し、保存再生活動を展開していきます。

2. 旧郡役所の歴史的建造物の保存再生計画

保存修理事業は、市の補助事業であるため、施主としての自己資金が必要である。したがって、基本設計において保存修理工事の概要が明らかになるので、基本設計後、市民に募金活動を展開し、自己資金を確保する。

旧八女郡役所 位置図



■ <<写真の一覧>>



北側外観



南側外觀



西側外觀



北むねと南むねが交差する部分（雨漏り防止の防水シート敷設後）



福の字が刻まれた鬼瓦

昭和35年頃の南側外観



昭和30年頃の南から見た福島町の町並み（八女市横町町家交流館所蔵）



北むね小屋組

南むね小屋組、折れた梁を鉄骨柱で補強



旧執務室



北むねの北側を見る





かつての窓の敷居と鴨居の痕跡がある柱

床板の痕跡がある太柱



南むね南端の2階部分

千鳥破風の玄関ポーチの痕跡がある北側外観



北むね東の和室の旧和室と回り縁の跡



北むね東側を見る

建物内部に残されていた旧郡役所の鑑札表面



同上裏面

服部木蠟商店の木箱、商品名 SNOW



倉庫棟南側外観

倉庫棟の棟木に書かれた墨書



倉庫棟のトラスの小屋組

■調査スタッフ

執筆

大森洋子 久留米工業大学建築・設備工学科教授

図版

中島孝行 特定非営利活動法人八女町並みデザイン研究会理事長
中島 望 中島孝行アトリエ

協力

室園誠輔 特定非営利活動法人八女町並みデザイン研究会理事

旧八女郡役所調査報告書

福岡県八女市本町在所 旧八女郡役所調査報告書

2011年5月

〔編集〕

久留米工業大学 建築設備科 大森洋子

〔発行〕

特定非営利活動法人 八女文化振興機構